別紙１

共同検針用水道スマートメーターの検証

共同研究企画書　審査基準

１　審査の方法

応募者から提出された共同研究企画書を別紙２「審査項目」に則り定量的評価を行い、事業者を決定します。評価に当たっては、必要に応じて提案者へヒアリングを行うものとします。

２　資格審査

応募者は、募集案内「共同研究の相手方募集について」の「応募資格」を有することとします。また、グループで応募する場合は、代表者あるいは構成員が「応募資格」を有するものとします。

なお、応募資格を有していることの証明については、関連する証明書類があれば証明書類の写し、または、応募資格を満たす根拠を文章で記述し、証明書の代わりとして提出してください。

３　提案審査

1. 提案の評価

提案の評価について、別紙２「審査項目」により、点数を付与するものとします。

1. 交渉権者の決定

審査は、「審査項目」を基に定量的評価を行い、点数の合計が60点を超えた事業者を交渉権者として決定します。

４　その他

1. 失格要件

次の場合は、審査除外（失格）とします。

1. 応募資格要件を満たさない場合
2. 審査各項目の記載がない場合
3. 記載内容に適正を欠く場合
4. 審査結果の通知

審査の結果は応募者に文書で通知します。グループで応募した場合は、その代表者に通知します。

1. 協定の締結

審査により決定した交渉権者と水道局及び協力企業である東京電力パワーグリッド株式会社との間で協議を行い、共同研究に関する必要事項を定めた協定を締結します。

なお、協定の締結までに失格要件に該当することが明らかになった場合は、交渉権者の資格を取り消します。